

## 特定建設作業実施届出書

令和 年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

住所

届出者 氏名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)  
電話番号

騒音規制法第 14 条第 1 項（第 2 項）  
特定建設作業を実施するので、振動規制法第 14 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり  
大阪府生活環境の保全等に関する条例第 93 条第 1 項（第 2 項）  
届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的にかかる施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第 2、振動規制法施行令別表第 2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 20 に規定する機械の名称・形式・仕様				
特定建設作業の場所	大阪狭山市			
特定建設作業の実施期間	自 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 ( ) 日間 休業日( )			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	時	時	日	時間
騒音及び振動の防止の方法	別表に記載のとおり			
発注者の氏名または名称及び住所、並びに法人にあっては、その代表者の氏名	TEL			
届出者、現場責任者の氏名及び連絡場所	TEL			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所	TEL			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	TEL			
特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程	別紙のとおり			受理印
※ 受理番号		※ 審査結果		
※ 受理年月日		※ 備考		
添付書類 1. 特定建設作業が行われる場所の周辺の見取図 2. 特定建設作業および当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表				

- 参考
- ※印の欄には、記入しないこと。
  - この届出書は、騒音規制法施行令別表第 2、振動規制法施行令別表第 2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 20 に規定する特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の実施期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明記すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄には、作業の開始時刻及び終了時刻、並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

騒音または振動の防止の方法

( ) を使用する作業

該当する事項に○を付けてください

		項 目	内 容
作 業 に か か る 措 置	建 設 機 械 ・ 工 法	① 使用する建設機械について	1. 低騒音・低振動型建設機械 2. 標準型建設機械 3. その他 ( )
		② 標準型建設機械を使用する場合その選定理由について	1. 低公害型の開発普及が十分でない 2. 短期間 3. 小規模作業 4. 敷地大 5. 資金面 6. 周辺に民家等なし 7. 施主の指示 8. 設計段階で決裁済 9. その他 ( )
		③ 採用する工法について	1. 低公害型工法 2. 標準型工法 3. その他 ( )
		④ 標準型工法を利用する場合その選定理由について	1. 該当する低公害型工法なし 2. 施工上困難 3. 短期間 4. 敷地大 5. 資金面 6. 周辺に民家等なし 7. 施主の指示 8. 設計段階で決裁済 9. その他 ( )
	公 害 防 止 対 策	⑤ 公害防止の対策について	1. 防音塀 2. 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー 5. 動力源の適正配置 6. 作業時間帯の配慮 7. その他 ( )
		⑥ 対策の範囲について	1. 防音塀 [a. 現場周辺全部 b. 民家側全て c. 民家側一部 d. 機械周辺] 2. 防音シート [a. 現場周辺全部 b. 民家側全て c. 民家側一部 d. 機械周辺] 3. 防音パネル [a. 現場周辺全部 b. 民家側全て c. 民家側一部 d. 機械周辺] 4. 防音カバー [a. 現場周辺全部 b. 民家側全て c. 民家側一部 d. 機械周辺]
		⑦ 対策を講じない場合、その理由	1. 周辺に民家等なし 2. 短期間 3. 小規模作業 4. その他 ( )
工 事 現 場 に お け る 措 置	管 理 体 制	⑧ 公害防止の管理体制について	1. 苦情対応責任者 a. 専任(常駐・非常駐〔代行者選任〕) b. 自主管理責任者兼務 c. 所長兼務 2. 苦情専用相談窓口 3. ガードマン配置 4. その他 ( )
		⑨ 現場周辺のパトロールの実施	1. 定期的実施 2. 随時実施
	現 場 周 辺 の 状 況	⑩ 周辺に住宅、教育施設、病院等の有無について	1. 有 約30m以内に [ a. 住宅(密集・普通・疎) b. 病院 c. 事務所 d. 教育施設 e. 精密機械工場 ] 2. 無 f. その他静穏を必要とする施設
		⑪ 搬出入道路と周辺の状況	主として通過する道路 [1. 幹線 2. 細街路] 道路周辺の民家等 [1. 密集 2. 普通 3. 疎]
	周 知	⑫ 周知の方法	1. 説明会 2. 地元役員等折衝 3. 各戸説明 4. 立看板 5. 周知文配布 6. その他 ( )
そ の 他	⑬ 本作業の今後の予定について	1. 3か月以内に終了 2. 3か月後も継続	
	⑭ 苦情発生時の処理体制	1. 現場責任で対応 2. 本社責任で対応 3. その他 ( )	
本作業の公害防止自主管理責任者			氏 名 代行者も選任している場合はその氏名